

加重分の重加算税がある場合の重加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「重加算税の額」は、この計算書の7欄の金額が記載してあります。)

あなたの重加算税については、国税通則法の規定によって計算した通常分の加算税のほかに、次の加算税の特例措置が適用されています。

- 国税通則法による加算税の10%加重措置
 電子帳簿保存法による加算税の10%加重措置

年分

氏名 _____ 殿

区		分			
国 税 通 則 法	通常分	加算税の基礎となる税額	1		
		加算税の額 (1欄×%)	2	円	円
	加重分	加算税の基礎となる税額	3		
		加算税の額 (3欄×10%)	4	円	円
保 存 法	電 子 帳 簿 保 存 法	加算税の基礎となる税額	5		
		加算税の額 (5欄×10%)	6	円	円
		重加算税の額 (2欄+4欄+6欄)	7		

付表の八の七

電子通知